

鶴ヶ島市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年1月25日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 高 橋 剣 二

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

- (1) 総務部 税務課
- (2) 総務部 収納課

4 監査の着眼点

令和5年度（4月から10月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所 庁議室

日程：令和5年12月25日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 総務部 税務課

ア 主要事務事業

令和5年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 課税事務経費

市民税・固定資産税等の適正な賦課決定のための事務経費。

令和5年10月末現在の主な市税の賦課状況（調定額）は、次のとおりである。

個人市民税	4,269,347,611円
法人市民税	307,907,900円
固定資産税	4,324,061,100円
軽自動車税	162,013,400円
市たばこ税	303,207,469円
都市計画税	555,330,400円

今後も法令に則り、市税の適正な賦課業務の執行に努める。

(イ) スマートフォン・タブレットを使った確定申告の推進

所得税確定申告の電子申告推進のため、税務署職員を講師に招き、スマートフォン・タブレットを使用した講習会を鶴ヶ島市役所及び若葉駅前出張所において12月に6回開催した。

今後は、広報2月号に特集記事として基本的な操作方法などを掲載し、申告が必要な方にPRを行う。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(2) 総務部 収納課

ア 主要事務事業

令和5年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 収納事務経費

収納にかかる一般事務経費。令和5年10月末現在の滞納整理状況は次のとおりである。

債権等の差押件数 243件

換価金額 29,708,224円 ※本税・延滞金

令和5年10月から12月を滞納整理強化期間として、現年、滞納繰越分の催告書の送付及び現年未納者に対する訪問催告などを実施した。

(イ) 納税機会の拡充

納付書に全国統一QRコードを付与することで、全国の金融機関窓口での納付、クレジットカード決済、電子マネー決済などで納付が可能となった。

このことについて啓発チラシを作成し、市役所窓口、各金融機関、公共施設などに配布したほか、催告書にチラシを同封して、納税者への周知を徹底した。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

概ね適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(カ) 意見

市税の還付金などを二重払いした事案があった。今後は適正な事務執行に努められたい。